

令和 8 年度岐阜県最低賃金の改正決定に関する公益代表委員見解

岐阜地方最低賃金審議会は、令和 8 年 7 月 1 日岐阜労働局長から諮問された岐阜県最低賃金の改正決定について、岐阜県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員が、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力という法定 3 要素を踏まえて審議を行った。

今年の中央最低賃金審議会における目安審議にあたっては、「生計費」について、消費者物価指数が引き続き上昇局面ではあるが、その上昇率は鈍化していること、「賃金」については、企業規模によっては賃金上昇の開きがみられるものの春季賃上げ妥結状況が 3 年連続の高い水準となったこと、また、売上高経常利益率や従業員一人当たりの付加価値額の動向等を考慮して、全国加重平均で 4.9%となる 55 円を基準とし、その上で、厚生労働省の 30 人未満の小規模企業を対象とした賃金改定状況調査の結果賃金上昇率が B ランクと C ランクが A ランクよりも高いことを考慮して、A ランクの 54 円と比べ 2 円高い、B ランク 56 円との目安額が示された。

専門部会では、労働者側委員は、物価上昇が継続しており、特に食料品などの生活必需品の価格上昇が最低賃金近傍で働く労働者にとって大きな影響を受けていること、春季賃上げ妥結状況の 5%賃上げ成果を全ての労働者に十分行き渡らせることが必要であると訴えた。また、近隣県との最低賃金格差について、目安額の差だけでは格差が解消されるわけではなく、岐阜県として近隣県との競争力を高め、岐阜県で安心して働き続けられる環境を整えるためにも、目安を上回る引上げが必要であるとして、目安プラス 2 円の 58 円の引上げを主張した。

一方、使用者側委員は、最低賃金の引上げの必要性については理解を示しつつも、岐阜県は中小・小規模事業者比率が高く、特に小規模事業者は賃金支払能力に限界があることを指摘した。また、中東情勢の影響により急激な価格上昇が価格転嫁に追い付かず、商品・原材料・燃料の調達難の状況や、原材料価格やエネルギーコストの上昇がそのまま収益圧迫につながっていると主張した。

労使双方から意見を聴取し、慎重に審議を行ったが、労働者側委員は目安プラス 2 円の 58 円の引上げ、使用者側委員は目安額どおりの 56 円の引上げを主張し、双方の隔たりは埋まらなかった。このため、公益委員として総合的な観点か

ら検討を行い、次のとおり公益委員見解を取りまとめた。

検討にあたっては、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率が5%となったことを重視した。物価上昇については様々な指標が存在するため単一の指標のみに依拠することは適当ではないものの、生鮮食品を除く食料の上昇率5.4%は有力な指標になるものと考え、春闘相場の5%、物価上昇の5.4%を中心に検討することとした。

なお、地域間格差については、物価上昇の指標において、岐阜の生鮮食品を除く食料の上昇率が全国と同水準であり、目安額を上回る水準とすべき特段の事情は見出し難いと判断した。また、中央最低審議会において示された目安額をAランクに対し、B、Cランクを2円差設け、地域間格差を是正するという趣旨を尊重すべきものと考えた。

以上の理由により、公益委員として、引上げ率5.26%となる現行の1,065円から目安額と同額の56円引上げの時間額1,121円を公益見解として提案し、採決の結果、賛成多数で可決された。

(審議経過)

令和8年7月1日 第494回岐阜地方最低賃金審議会
(主な議事) 岐阜県最低賃金の改正決定に係る諮問

7月29日 第495回岐阜地方最低賃金審議会
(主な議事) 労使からの意見陳述

7月29日 第1回岐阜県最低賃金専門部会
(主な議事) 部会長及び部会長代理の選出について
岐阜県最低賃金専門部会運営規定(案)について

8月3日 第2回岐阜県最低賃金専門部会
(議事) 金額審議

8月4日 第3回岐阜県最低賃金専門部会
(議事) 金額審議

8月5日 第4回岐阜県最低賃金専門部会
(議事) 金額審議

8月5日 第496回岐阜地方最低賃金審議会
(議事) 岐阜県最低賃金の改正決定(答申)